

外国人の人権を 尊重しよう！

～だれもが幸せに暮らせるまち～



私たちは多くの外国人といっしょに暮らしています。
言語や文化、生活習慣などのお互いの違いを認め合い、
共に地域で暮らしていけるよう、
多文化共生のまちづくりをめざしていきましょう。

泉佐野市は『泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例』を制定し、
すべての人の人権が大切にされるまちづくりをすすめています。

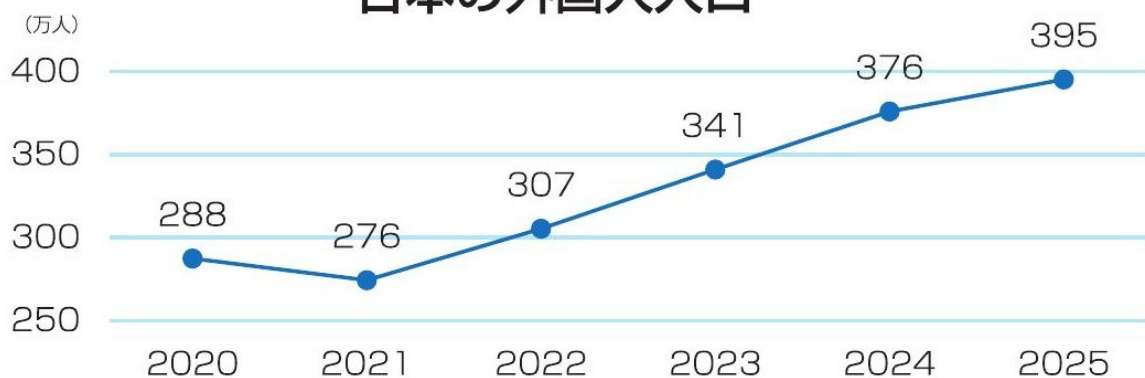
※人として生きる 43 改訂版

日本に住む外国籍の人びと

現在、日本には、おおよそ395万人の外国籍の人びとが共に暮らしています。また、2025年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は約4,243万人で、前年に比べ約565万人増加し、過去最高となりました。こうした中、その言語や文化・習慣の違いなどから外国にルーツを持つ人びとが社会的に排除されるなど、さまざまな人権問題が発生しています。

人権は、世界中のすべての人に共通して認められる権利です。すべての人の人権を大切にし、違いをありのままに受け入れ、違いを認め合うまち、だれもが幸せに暮らせるまちをつくりましょう。

日本の外国人人口



出典：法務省出入国在留管理庁（2025年のみ6月末）

泉佐野市の外国人人口



出典：泉佐野市住民基本台帳人口推移より（2025年のみ6月末）

多文化共生に向けた取組

1995年「人種差別撤廃条約※①」に加入

2016年「ヘイトスピーチ解消法※②」が施行

2019年「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例※③」が施行

※① あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

※② 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

※③ 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

さまざまな人権侵害・差別

●ヘイトスピーチ 事例1

街頭でヘイトスピーチの現場に出くわした在日コリアン（在日韓国・朝鮮人）であるAさんは、存在を否定されるような恐怖を感じ、自由に外を出歩くことができなくなってしまいました。

特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動がヘイトスピーチです。こうした言動は、人びとに不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることにつながる行為です。

●差別落書き 事例2

関西国際空港内で、中国人や韓国・朝鮮人を排除しようとする差別落書きが何度も起きています。

落書きそのものは消せても、傷ついた心は癒せません。落書きが器物破損罪に当たるとされた事例もあります。

外国人労働者への人権侵害

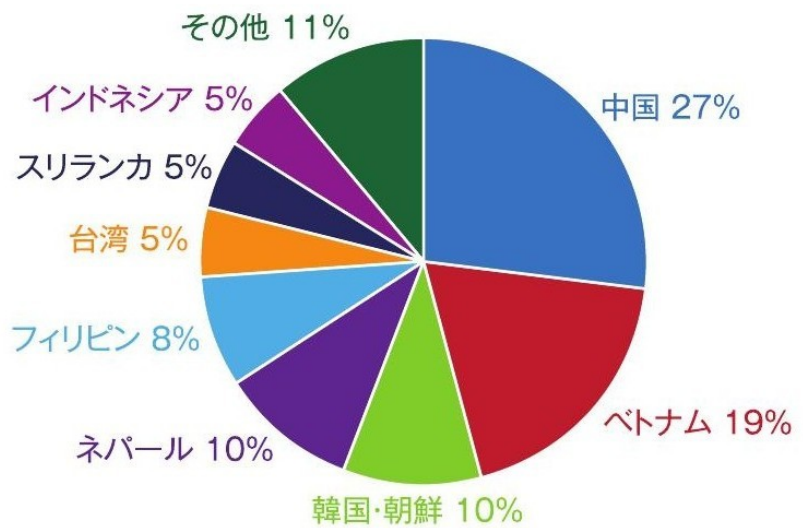
●事例3

技能実習生が事前に合意した職務ではない仕事に就かされる、パスポートを没収される、賃金を差押さえられるなど、人権を著しく侵害する行為が起きています。

外国人技能実習制度は、開発途上国への技能移転を通じた「国際貢献」を掲げていますが、実態は深刻な人手不足を補うための労働力として運用されており、劣悪な労働環境や外国人を理由としたボーナスの不支給など多くの問題を引き起こしています。

国は、こうした背景を受け、2027年から育成就労制度の運用開始と特定技能制度の改正をスタートさせ、外国人の人権を適切に保護しつつ、外国人が日本でキャリアアップできる分かりやすい制度を構築していきます。

泉佐野市の国籍別外国人



2026年2月末現在



●事例4

外国人であるFさんは、求人広告を見て、ある事業所へ採用選考の応募書類を提出しました。しかし、事業主は、Fさんが外国人であることを理由に、面接をすることもなく不採用としました。

採用については、本人の適性や能力等を基準に選考するなど、公正な採用選考に努めなければなりません。外国人であることを理由に採用しないことは明らかな差別です。労働基準法や最低賃金法を無視し、社会保障の説明も十分に行われない中での就労によって、さまざまなトラブルが起きています。人身売買や性暴力の被害にあうことも少なくありません。採用や就労において、外国人に対する人権侵害事象は続発しています。外国人労働者数は約257万人(厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ)に基づく集計2025年10月末現在)、日本の経済にとって大切な存在となっています。日本で就労する限り、外国人であっても日本人と同じ労働条件が与えられるべきです。

緊急時の情報バリア

●事例5

2024年能登半島地震では、能登地域に住む多くの外国人が被災しました。特に製造業、介護現場などを支える技能実習生が多く、言葉の壁による情報の不足から必要な支援を受けられないなどの困難に直面しました。

地震などの災害時に、市の防災無線やテレビ・ラジオなどの情報が伝わりにくい人びとがいます。聴覚や視覚に障がいのある人や日本語が理解しにくい外国人などです。情報に関する障壁(バリア)を持つ人びとに対し、まわりに住む人びとが日頃から地域のつながりの中で交流し、支えていきましょう。

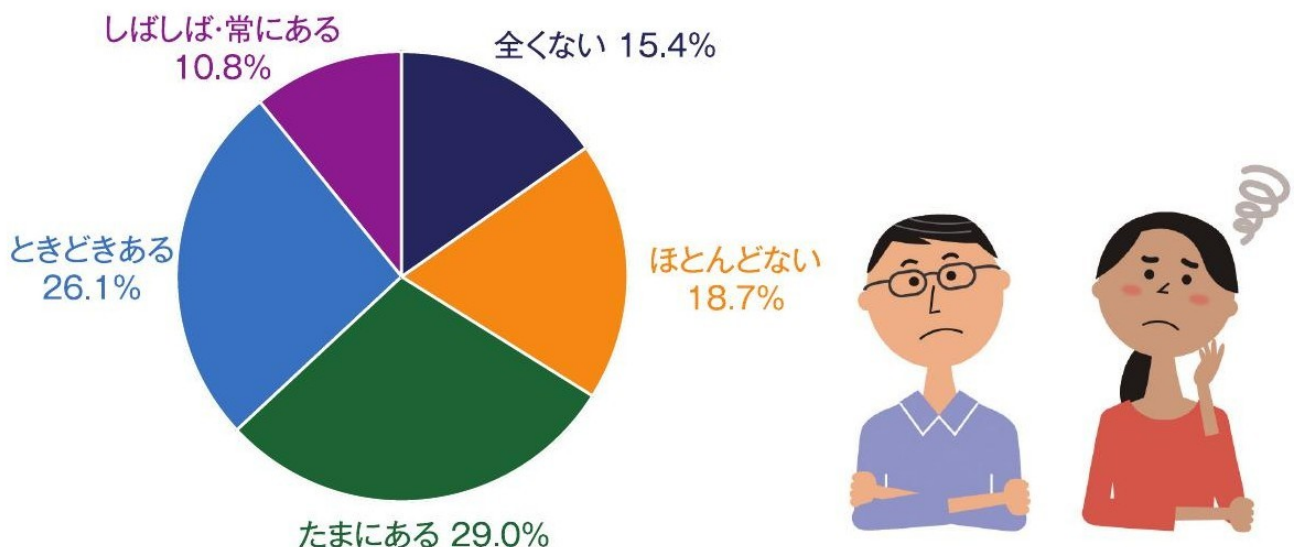
入居差別

●事例6

夫が外国人であるB夫婦が、不動産業者に賃貸マンションへの入居を申し込みましたが、断られてしまいました。

不動産業者は、マンションの所有者から、外国人の入居を断るよう依頼されていたようです。

家を探すときの差別経験



出典：令和6年度 在留外国人に対する基礎調査報告書(令和6年度出入国在留管理庁)

大阪府では、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、「差別のない社会づくりのためのガイドライン」を2015年10月に策定し、2025年4月まで改訂を重ねています。こちらでは商店における外国人入店拒否や住宅を探すときの外国人差別など、裁判所で違法と判断された判例をわかりやすく説明し、差別解消への理解を深め、事業者の取組みを促し、差別の未然防止をめざしています。

外国人とともに生きる多文化共生のまちづくり

泉佐野市では、外国人住民の増加を踏まえ、言語や文化の違いを尊重しながら、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向け、情報発信や相談体制の充実、地域における相互理解の促進に取り組んでいます。

2026年4月、国際都市宣言に基づき、受入体制の整備や友好都市交流など市民レベルでの交流活動および国際理解の推進を図るため、「国際交流課」を設置しました。また、外国人を含む住民の地域生活における相談窓口として「住民生活課」を設置しました。

「泉佐野市立佐野中学校 夜間学級」では、さまざまな事情により十分な教育を受けることができなかった方々などが学ぶことができます。今では、外国にルーツを持つ方も大勢通われており、日本の言語や文化などの学びの場としても活用されています。

特定非営利活動法人泉佐野地球交流協会
(Izumisano Cross-cultural Association) 事務局

外国人を理解する一番の方法は交流の場に参加し、お互いの思いを知ることはないでしょうか。特定非営利活動法人泉佐野地球交流協会(ica)は、各種国際交流イベントや日本語指導、国際理解講座など多様な事業を実施し、文化や言葉の相互理解が促進されるよう、多文化共生の「発信地」として活動しています。

E-mail: info@ica.gr.jp
URL: <http://www.ica.gr.jp>



一人で悩まず、相談しましょう

● 外国語による情報提供や相談 ☎06-6941-2297

大阪府外国人情報コーナー（外国人ワンストップ相談窓口）

対応言語

英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語
フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語

● 外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090911

全国どこからでも人権相談をお受けすることができます。

対応言語

英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語
フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語

● 外国人を含む住民の地域生活における相談窓口

泉佐野市危機管理室住民生活課 ☎072-463-1212 (8:45~17:15)

● 人権相談 みんなの人権 110 番 ☎0570-003-110

全国の法務局・地方法務局及びその支局で開設している相談窓口です。

受付時間：平日8:30 ~ 17:15

● 総合生活相談

■ 平日

(人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談)

人権推進課 ☎072-463-1212 (8:45 ~ 17:15)

南部市民交流センター ☎072-466-6464 (9:00 ~ 17:00)

北部市民交流センター ☎072-464-5726 (9:00 ~ 17:30)

まちの活性課（就労支援のみ） ☎072-469-3131 (8:45 ~ 17:15)

(公社) 泉佐野市人権協会 ☎072-458-7444 (9:00 ~ 16:30)

■ 第3土曜日 10:00 ~ 12:00【予約制】

…その週の月曜日までに人権推進課へ申し込んでください。

泉佐野市役所 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号

☎ 072-463-1212 Fax 072-464-9314

e-mail : jinken@city.izumisano.lg.jp